

## 焼津市 AED 無償設置事業広告掲載運用基準

平成 23 年 2 月 24 日制定

### (趣旨)

第 1 この運用基準は、自動体外式除細動器 (AED) 及び収納ボックス等 (以下「AED セット」という。) について、焼津市所有の施設に無償設置等の申出があった場合の広告掲載に関して、焼津市広告掲載要綱 (平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。) に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動体外式除細動器 (AED) 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号) に基づく承認を受けたもので、非医療従事者でも誤使用の可能性がなく、簡便な操作で使用できるものをいう。
- (2) 収納ボックス 前号に掲げる物を収納するもので、広告が掲載できるものをいう。

### (広告の基準)

第 3 広告は、要綱第 3 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更正手続をしている者の広告
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者の広告
- (3) 焼津市が課税する法人等市民税及び固定資産税を滞納している者の広告

### (AED セットの規格及び設置場所等)

第 4 AED セットの規格及び設置場所等は、別途募集要項に定めるものとする。

### (AED セット設置希望者の募集)

第 5 AED セット設置希望者 (以下「設置希望者」という。) の募集は、広報やいづ又は焼津市ホームページにより行うものとする。

### (設置希望の申込み)

第 6 設置希望者は、「焼津市 AED セット無償設置申込書」(第 1 号様式) に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 会社の履歴事項全部証明書 (個人事業の場合は、事業主の身分証明書)
- (2) 納税証明書 (焼津市内事業者にあつては、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税、市外事業者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税の直近事業年度のもの)
- (3) 会社概要が分かる書類
- (4) AED セットの仕様及び構成の分かる書類
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(設置事業者の決定等)

第7 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める選定基準に基づき審査を行い、設置事業者を決定するものとする。

2 市長は、前項の結果を、「焼津市 AED セット無償設置許可決定通知書」(第2号様式)により設置希望者に通知するものとする。

(契約等の締結)

第8 市長は、前条の規定に基づき設置事業者を決定したときは、AED セットの無償貸出について、設置事業者と契約書等を取り交わすものとする。

(AED セットの設置許可申請)

第9 設置事業者は、AED セットを設置するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る手続は、焼津市財産規則(昭和40年焼津市規則第14号)第30条の規定により行うものとする。

(使用料の免除)

第10 AED セットの設置に係る庁舎等の使用料は、焼津市行政財産の目的外使用に関する条例(昭和52年焼津市条例第28号)第8条第2号の規定により免除とする。

(広告の掲載手続)

第11 設置事業者は、収納ボックスに広告を掲載するときは、「焼津市 AED ボックス広告掲載申込書」(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 掲載する広告の原稿又はその内容及びデザインを明らかにする書類
- (2) 広告主の事業概要が分かる書類
- (3) 「焼津市 AED ボックス広告主誓約書」(第4号様式)
- (4) 広告主が資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告の掲載決定)

第12 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱により設置した焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定し、「焼津市 AED ボックス広告掲載決定通知書」(第5号様式)により設置事業者へ通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第13 広告の掲載期間は、第7により決定した設置事業者が AED セットを設置する期間内とする。

(広告掲載内容の変更)

第14 設置事業者は、前条に規定する期間内に広告内容を変更する場合は、運用基準第11の規定

に準じて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の規定により申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、変更の可否を決定し、通知するものとする。

(AED ボックス設置事業者の責務)

第 15 設置事業者は、収納ボックスに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 設置事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等について知的所有権その他権利処理が完了していることを焼津市に保証しなければならない。
- 3 設置事業者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して焼津市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告の修正)

第 16 市長は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反しているとき、若しくはおそれがあるとき、又はこの設置基準に違反すると認めたときは、設置事業者に対して内容等の修正を求めることができる。

(広告の汚損)

第 17 市長は、広告の汚損、き損、滅失等について、その責めを負わない。

(補則)

第 18 その他広告の掲載等に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。